

## ビリングシステム株式会社との契約内容について

楽天銀行株式会社（以下、「当行」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、ビリングシステム株式会社（以下、「当社」）との契約内容の一部について公表いたします。

### 1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と当社との賠償責任の分担に関する事項

（1）当社の提供するサービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。

（2）利用者に生じた損害が当行又は当社のいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当該損害に係る負担について、当行と当社は誠実に協議をするものとします。

### 2. 当社が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

（1）当社は、当行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関し、当社が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、ならびに業務の執行が法令に適合することを確保するため、当行が定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。

（2）当行は、当社が前項に定める基準を満たさないと判断した場合、当社に対し、報告の徴求、立入検査、是正措置の要求、当行が提供するサービスの利用停止、当行と当社との間で締結している契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。

### 3. 当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

（1）当社は、当行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関し、当社が委託を受けた電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、電子決済等代行業再委託者との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、当社と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託者の費用と責任

においてこれを遵守させるものとします。当社は、連鎖接続開始時及び接続開始後は定期的に電子決済等代行業再委託者に対して報告を求め、指導又は改善を行うものとします。

(2) 当社は、電子決済等代行業再委託者に前項の義務の不履行があり、又は、当社が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は当社が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続を停止しない場合に当行が提供するサービスの利用を制限若しくは停止することができるものとします。

(3) 当社は、電子決済等代行業再委託者が(1)に基づいて負う義務の不履行について、電子決済等代行業再委託者と連帯して責任を負うものとします。

(4) 当社は、電子決済等代行業再委託者のサービスを利用する者に生じた損害について電子決済等代行業再委託者とともに責任を負うものとし、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、電子決済等代行業再委託者又は電子決済等代行業再委託者のサービスを利用する者に生じた損害について責任を負わないものとします。